

議案第50号

乙訓土地開発公社定款の変更について

乙訓土地開発公社定款の変更を次のとおり行う。

よって、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第14条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年5月29日提出

向日市長 安田 守

乙訓土地開発公社定款の変更について

乙訓土地開発公社定款（昭和48年11月1日施行）の一部を次のように変更する。

（下線部分は改正部分）

改 正	現 行
<p>（公告の方法）</p> <p>第5条 公社の公告は、向日市・長岡京市・大山崎町（以下「2市1町」という。）の公告式条例に<u>基づいて</u>行う。</p> <p>（業務の範囲）</p> <p>第6条 公社は、第3条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>(1) 次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p><u>エ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業その他政令で定める事業の用に供する土地</u></p> <p><u>オ 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地</u></p> <p><u>カ 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地</u></p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>（資産の種類）</p> <p>第8条 公社の資産は、基本財産及び<u>運用財産</u>とする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>（資産の管理）</p> <p>第9条 公社の資産は、定款に定めるもののほか、理事会の定める方法に従って理事長が管理する。</p> <p>2 略</p> <p>3 基本財産は、これを<u>取り崩し</u>てはならない。</p> <p>第3章 役員及び職員</p> <p>（役員）</p> <p>第10条 公社に次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 15人以内</p> <p style="padding-left: 2em;">うち理事長 1人</p> <p style="padding-left: 2em;">副理事長 2人</p> <p>(2) 略</p> <p>2 理事及び<u>監事</u>は、設立団体の長が協議して定めた長が2市1町の長、2市1町の議会議長及び<u>職員又は</u>学識経験のある者のうちから任命する。</p>	<p>（公告の方法）</p> <p>第5条 公社の公告は、向日市・長岡京市・大山崎町（以下「2市1町」という。）の公告式条例に<u>もとづいて</u>行う。</p> <p>（業務の範囲）</p> <p>第6条 公社は、第3条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>(1) 次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p><u>エ 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地</u></p> <p><u>オ 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地</u></p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>（資産の種類）</p> <p>第8条 公社の資産は、基本財産<u>および</u>運用財産とする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>（資産の管理）</p> <p>第9条 公社の資産は、定款に定める<u>の</u>ほか、理事会の定める方法に従って理事長が管理する。</p> <p>2 略</p> <p>3 基本財産は、これを<u>とりくず</u>してはならない。</p> <p>第3章 役員<u>および</u>職員</p> <p>（役員）</p> <p>第10条 公社に次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 15人以内</p> <p style="padding-left: 2em;">うち理事長 1人</p> <p style="padding-left: 2em;">副理事長 2人</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>専務理事</u> 1人</p> <p>(2) 略</p> <p>2 理事<u>および</u>監事は、設立団体の長が協議して定めた長が2市1町の長、2市1町の議会議長<u>および</u>職員<u>または</u>学識経験のある者のうちから任命する。</p>

<p>3 <u>理事長及び副理事長</u>は、理事のうちから設立団体の長が協議して定める。</p> <p>4 <u>理事及び</u> 監事は、相互に兼ねることができない。 (職務権限)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、<u>又は</u> 欠けたときはその職務を行う。</p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、理事長の行う職務において、理事長が相手方の代理人又は当事者双方の代理人となる場合には、副理事長が当該職務を行うものとする。</u></p> <p>4 略</p> <p>5 監事は、<u>法第16条第8項</u>に規定する職務を行う。 (兼職禁止)</p> <p>第15条 常勤の役員<u>及び</u> 職員は、営利を目的とする団体の役員となり、<u>又は自ら</u> 営利事業に従事してはならない。 (運営)</p> <p>第16条 会社の業務は、<u>理事会の決定に基づいて</u> 処理しなければならない。 (構成)</p> <p>第17条 理事会は、<u>理事をもって</u> 構成する。 (議決事項)</p> <p>第18条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決しなければならない。 (1) 事業計画<u>及び</u> 予算に関すること。 (2) 事業報告<u>及び</u> 決算に関すること。 (3) 資金の借入れ<u>及び</u> 償還方法に関すること。 (4)及び(5) 略 (6) 業務の執行に関する規定の制定<u>及び</u> 変更に関すること。 (7) 略</p> <p>2 略 (招集)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 理事3分の1以上の者<u>又は</u> 監事から会議に付議すべき事項を示して理事会召集の請求があるときは、理事長は、すみやかに理事会を招集しなければならない。</p> <p>3 理事会を招集するには、理事に対し会議の目的たる事項<u>及び</u> <u>その内容並びに</u> 日時、場所を示して、あらかじめ文書をもって通知しなければならない。 (議決)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 緊急の必要がある場合、<u>又は</u> 軽易な事項については、理事長は書面による賛否を求めて理事会</p>	<p>3 <u>理事長、副理事長および専務理事</u>は、理事のうちから設立団体の長が協議して定める。</p> <p>4 <u>専務理事は、常勤とする。</u></p> <p>5 <u>理事および</u> 監事は、相互に兼ねることができない。 (職務権限)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、<u>または</u> 欠けたときはその職務を行う。</p> <p>3 <u>専務理事は、理事長の命を受けて会社の日常の業務を処理する。</u></p> <p>4 略</p> <p>5 監事は、<u>民法(明治29年法律第89号)第59条</u>に規定する職務を行う。 (兼職禁止)</p> <p>第15条 常勤の役員<u>および</u> 職員は、営利を目的とする団体の役員となり、<u>またはみずから</u> 営利事業に従事してはならない。 (運営)</p> <p>第16条 会社の業務は、<u>理事会の決定にもとづいて</u> 処理しなければならない。 (構成)</p> <p>第17条 理事会は、<u>理事を以て</u> 構成する。 (議決事項)</p> <p>第18条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決しなければならない。 (1) 事業計画<u>および</u> 予算に関すること。 (2) 事業報告<u>および</u> 決算に関すること。 (3) 資金の借入れ<u>および</u> 償還方法に関すること。 (4)及び(5) 略 (6) 業務の執行に関する規定の制定<u>および</u> 変更に関すること。 (7) 略</p> <p>2 略 (招集)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 理事3分の1以上の者<u>または</u> 監事から会議に付議すべき事項を示して理事会召集の請求があるときは、理事長は、すみやかに理事会を招集しなければならない。</p> <p>3 理事会を招集するには、理事に対し会議の目的たる事項<u>および</u> <u>その内容ならびに</u> 日時、場所を示して、あらかじめ文書をもって通知しなければならない。 (議決)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 緊急の必要がある場合、<u>または</u> 軽易な事項については、理事長は書面による賛否を求めて理事会</p>
--	--

<p>の議決にかえることができる。 (議事録) 第24条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1) 理事会の日時及び場所 (2)~(4) 略 (5) 議事の経過要領及び発言者の発言要旨 (6) 略 2 理事会の議事録には、議長及び出席理事のうちから2名が署名しなければならない。 (予算・決算) 第27条 会社は予算、事業計画並びに資金計画を年度開始前に理事会の議決を経て、設立団体の長の承認を得て定め、決算は、事業年度終了後、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を作成し、監事の審査を受けなければならない。 2及び3 略 (余裕金の運営) 第30条 会社は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。 (1) 略 (2) 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金 第6章 定款の変更及び解散</p>	<p>の議決にかえることができる。 (議事録) 第24条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1) 理事会の日時および場所 (2)~(4) 略 (5) 議事の経過要領および発言者の発言要旨 (6) 略 2 理事会の議事録には、議長および出席理事のうちから2名が署名しなければならない。 (予算・決算) 第27条 会社は予算、事業計画ならびに資金計画を年度開始前に理事会の議決を経て、設立団体の長の承認を得て定め、決算は、事業年度終了後、財産目録、貸借対照表、損益計算書および事業報告書を作成し、監事の審査を受けなければならない。 2及び3 略 (余裕金の運営) 第30条 会社は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。 (1) 略 (2) 郵便貯金または銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金 第6章 定款の変更および解散</p>
---	--

附 則

この定款は、京都府知事の認可のあった日から施行する。